

# 業務指示書

## カンボジア国教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月16日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月21日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

※但し、本業務における補強の制限は業務指示書第3 2. (2) の(ア)～(オ)のみに係るものとする。(カ)は対象外)

- |   |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳団員については、補強を認めます。</p> |
|---|

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：教師教育に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／教員養成）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：教師教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 教員養成大学運営】

- 1) 類似業務の経験：大学運営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教員養成政策分析】

- 1) 類似業務の経験：教員養成政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

既存教員に関する統計データ等を用い、将来的な教員の需要予測を行うことで、新規教員養成数や教員の配置といった政策策定に関する業務/分析経験が有ることを望ましい。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(KHR1 = 0.02639 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 12月9日(金) 14:00 ~ 16:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／教員養成  
教員養成大学運営  
教員養成政策分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

47.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月21日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
カンボジア国教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/教員養成	(24.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(10.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00)	( 9.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 教員養成大学運営	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 教員養成政策分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

カンボジアにおける近代教員養成制度は、1980年代以降の紛争復興期における圧倒的な教員不足に対応するため、変則的な短期講習の形で開始され、現在は正規の教員養成機関として、二年制の小学校教員養成校（Provincial Teacher Training Center : PTTC）及び中学校教員養成校（Regional Teacher Training Center : RTTC）が全国各地に設置されている。これら教員養成校入学資格は、国家試験である中等教育（12年生）修了資格とされているものの、世銀の報告書「Educating the next generation」によれば、PTTCの80%、RTTCの約70%以上が上記試験でDまたはEの成績で合格した「成績下位グループ」であることが指摘されており、カンボジアでは教員の質の確保に大きな課題を抱えている。

このような中、カンボジアでは、2015年8月に産業開発政策（Industrial Development Policy 2015-2025 : IDP）が発表され、今後も経済成長を維持していくためには、産業の多様化、国際競争力のある高付加価値産業の創出・育成が重要であるとされ、そのための産業人材育成の必要性が指摘された。そして、カンボジア教育・青年・スポーツ省（Ministry of Education Youth and Sport : MoEYS）は、産業人材育成を主な目的とした教育改革を推し進めており、基礎・中等教育、高等教育、技術教育の各サブセクターにおいて大規模な改革を実施している。

基礎・中等教育における具体的な教育改革としては、全小・中学校教員の学士化を主要な政策と位置付け、そのために教員養成課程を2020年までに大学化（Teacher Education College : TEC）することを目標として掲げ、現行の「12+2制」から「12+4制」とすることで、全ての教員の資格を学士号以上に移行することを喫緊の課題としている。

以上のような背景から、MoEYSは日本政府に対し、現行の2年制教員養成課程を4年制教員養成課程とするために必要な制度運営に係るソフト面について技術協力を要請し、併せて学生数増加に対応するために必要な施設建設に係る無償資金協力を要請した。これら要請を受け、本技術協力プロジェクトでは、教員養成校の大学化に向けた戦略を策定し、4年制カリキュラムの開発及びその運用を支援しつつ、高等教育機関としての大学運営を支援することで、TECの設立を支援する。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト

#### (2) 上位目標

TEC卒業教員が教える生徒の学習成果の向上に寄与する。

#### (3) プロジェクト目標

質の高い小中学校教員がTECから輩出される。

(4) 期待される成果

- 1) TEC の中長期戦略計画が制定される。
- 2) TEC の運営体制が整う。
- 3) 小中学校教員養成課程シラバス及び教材が作成される。
- 4) 小学校新規教員養成課程、中学校現職教員学士化課程の授業が実施される。
- 5) 実践的教員養成課程が強化される。

(5) 活動の概要

成果 1) TEC の中長期戦略計画が制定される。

- (1-1) カンボジアにおける私立校を含む教員の需要供給を分析する。
- (1-2) 中長期的な教員需要予測を行う。
- (1-3) TEC 中長期戦略を策定する。
- (1-4) 定期的に戦略の見直しを行う。
- (1-5) 必要に応じて戦略の改訂を行う。
- (1-6) TEC のインパクトを測定するための評価デザインを行う。

成果 2) TEC の運営体制が整う。

- (2-1) TEC 管理職に対する研修計画を策定する。
- (2-2) TEC 管理職に対する研修を実施する。
- (2-3) TEC 運営計画を策定する。
- (2-4) 教官評価計画を策定する。
- (2-5) 内部品質保障ガイドラインを策定する。
- (2-6) TEC 年次評価を実施する。
- (2-7) TEC 教官評価を実施する。
- (2-8) TEC 教官配置を見直す。
- (2-9) 年次評価の結果を TEC 運営計画に反映させる。

成果 3) 小中学校教員養成課程カリキュラム、シラバス及び教材が作成される。

- (3-1) 改訂された Teacher Competency Standard 及びカリキュラムフレームワークを分析する。
- (3-2) 既存のカリキュラム及びモデルカリキュラムを分析する。
- (3-3) シラバス及び教材のドラフトを作成する。
- (3-4) カリキュラム、シラバス及び教材を試験的に実施する。
- (3-5) カリキュラム、シラバス及び教材を最終化する。
- (3-6) カリキュラム、シラバス及び教材の使用を通して見直しを行う。

成果 4) 小学校新規教員養成課程、中学校現職教員学士化課程の授業が実施される。

- (4-1) TEC 教官に対する導入研修を計画する。
- (4-2) 教官に対する導入研修を実施する。
- (4-3) 小学校新規教員養成課程、及び、中学校現職教員学士化課程の授業を実施する。
- (4-4) TEC 教官に助言する。
- (4-5) 授業評価を実施する。
- (4-6) TEC 教官に対する短期研修を実施する。

成果 5) 実践的教員養成課程が強化される。

- (5-1) 教育実習協力校（小学校）を指定する。
- (5-2) 教育実習計画を策定する。
- (5-3) 教育実習の手引きを作成する。
- (5-4) TEC 教官及び協力指定校教員に対し研修を実施する。
- (5-5) 教育実習を実施し、モニターする。
- (5-6) TEC 教官によるアクションリサーチを実施する。
- (5-7) アクションリサーチの結果を TEC カリキュラム及び教材に反映させる。

(6) 対象地域

プノンペン及びバットアンバン

現在、カンボジアでは RTTC が設置されている全国 6 箇所において、PTTC と RTTC を統合し TEC を設立する計画があり、その先行事例を作る 2 都市としてプノンペン及びバットアンバンが選ばれた。これら 2 都市は、カンボジアにおける第一、第二の都市であり将来見込まれる学生数、教員数が他に比べて多く、かつ、地理的にもこれら 2 都市が東西の拠点となることから決定された。

(7) 関係官庁・機関

MoEYS、教員養成局（Teacher Training Department : TTD）

TTD は、教員養成に係る業務を所掌し、本事業（TEC 設立）についても直接的な実施機関となる。

3. 業務の目的

「カンボジア国教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2016 年 10 月 13 日にカンボジア MoEYS と締結した R/D に基づいて実施される「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本事業で期待される成果（TEC の設立）

上記 2. (3) プロジェクト目標で示されている通り、本事業は、質の高い小中学校教員が TEC から輩出されることを目標として行われるが、ここでいう質の高いとは、現行の 2 年制課程で養成されている新規教員との対比である。つまり、本事業では、2 年制課程を 4 年制の学士課程とすることが単なる現行制

度の就学期間延長に止まるのではなく、質の高い4年制学士課程を構築することで、新規教員の大幅な質改善に貢献することが期待されている。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、質の高い教員を輩出する4年制の学士課程構築の仕組みについて、これまでの知見と経験に基づき、具体的な提案を行うこと。

(2) 本事業で期待される成果（TEC 設立に関する戦略）

本事業では、質の高いTECを設立することに加え、中長期的な教員の需要予測に基づき、カンボジアの教員養成及び現職教員の学士化におけるTECの役割及び位置付けを教師教育政策全体の中で明確にすることで、TECへの技術協力成果が最大限に発揮されるようデザインされている。本来であれば、このような内容は、プロジェクト要請の前提となるべきものではあるが、政策的な緊急性や政府のキャパシティーを考慮し、教師教育にかかる具体的な戦略計画の策定についても本プロジェクトのスコープに含めることとする。

具体的には、今後の教員の需要予測に基づいた新規養成計画及び現職教員の学士化計画を念頭におき、その中で本案件が対象とするTECの位置づけや果たす役割を明確にすることが求められる。従って、まずは、現職教員に関する退職も含めた離職予測、教員の専門教科や地域的ばらつき、さらに、将来的に見込まれる基礎教育レベルの就学率改善予測を含めた教員需要に関する分析を行い、その供給に向けた全体的な教師教育戦略を立てる必要がある。

なお、他ドナーにおいても、教員の需要予測に基づいた教師教育にかかる具体的な戦略の必要性は強く認識されており、初等教育については、国連児童基金（UNICEF）が既に既存の教員データの分析にも着手しているところ、こういったこれまでの取り組みを十分に生かし、引き続き、関心のあるドナーと効果的に連携しながら業務を進めることが肝要。

取り纏められた成果については、タイムリーかつ適切な方法により教育セクター全体で共有、議論するプロセスを経て、新規及び現職教員の学士化にかかる中長期戦略計画として最終化され、教師教育政策活動計画（TEPAP）の一環として認知されることにより、他ドナーの支援も含めて包括的に実施が進められるよう貢献すること。

(3) TEC カリキュラムフレームワークについて

現在カンボジアでは、4年制の新規教員養成課程に用いられるカリキュラムフレームワークが作成されている段階である。MoEYSの計画では、本事業開始予定の2017年1月までに本フレームワークを完成することとしているが、2016年11月現在、ほとんど作業は進んでいない状況である。そのため、本事業においては、カリキュラムフレームワークの策定も支援の対象とする。

コンサルタントは、業務開始にあたり、カリキュラムフレームワークの策定状況を確認し、その活動を継続することが期待されるが、プロポーザルでは、新規に作成することを想定すること。なお、その際、後述するように、モデルとなるカリキュラムを研究し、その有効活用性も含めた提案を行うこと。

(4) TEC カリキュラム、シラバス及び教材について



現行 PDM では、上記 (2) カリキュラムフレームワークに基づき、TEC カリキュラム、シラバス及び教材を作成する計画となっているが、現在のカンボジアには、4 年制の教員養成課程が存在しないため、カンボジアでは本事業で作成するカリキュラム、シラバス及び教材の前例はない。しかしながら、後段で詳述する他ドナー等が提供している教員研修を参考にすることで、効率的に質の高いカリキュラム、シラバス及び教材を作成することは可能と考えられるので、コンサルタントは、効率性と質の確保という両面を満足する具体的な提案を行うこと。

また、JICA の事前調査では、以下のようなカンボジア国内の既存コース及び国外リソースの活用可能性が高いと確認しているが、コンサルタントはこれら既存リソースの現状を確認し、本事業における有効活用性を考慮した提案を行うこと。なお、必ずしも以下のリソースを利用することを指示している訳ではない。

- ・ プノンペン王立大学 (Royal University of Phnom Penh: RUPP) が国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) の支援を受け実施している 1 年間の教員養成課程 (学士号保持者に対し教職に係る 1 年間のコースを提供し教員資格を授与する過程)。
- ・ カンボジア国立教育機関 (National Institute of Education: NIE) が実施する Fast Track Program (学士号を持たない高校教員に対し学士号と同等の資格を付与するために行われている緊急措置的なプログラム)
- ・ 上記 NIE が通常授業で行う 1 年間の高校教員養成課程。
- ・ シンガポール国立教育研究所 (SNIE) が提供する、シンガポール国内で実施されている 4 年制の教員養成学士課程。カンボジア政府としては、ASEAN の中でもトップクラスの発展を遂げているシンガポールの教育システムに対する関心が高く、4 年制の教員養成学士課程についてもモデルとしたと考えている。

#### (5) TEC における対象教科数について

TEC カリキュラムフレームワークから、実際の TEC シラバス及び教材を作成する際、小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程それぞれの 4 年間分のカリキュラム、シラバス及び教材を想定しているが、具体的な専門教科については、Science, Technology, Engineering and Mathematics (STEM: 数学、物理、化学、生物、ICT) 教科のみを対象とすることで MoEYS と合意している。

具体的には、現在、以下のように想定されている 4 年制の課程<sup>1</sup>について、網掛けの部分をプロジェクトにおける支援対象とすることとし、プロポーザル作成段階では、この想定に基づき、提案を行うこととする。

しかしながら、カリキュラムフレームワークが策定された後、これら対象教科については、変更されることが考えられるため、その場合、コンサルタント

<sup>1</sup> JICA 調査「カンボジア国産業界人材育成基盤形成に資する教育セクター情報収集・核に調査」にて提案されたカリキュラムフレームワークであり、これを基にプロポーザルを審査するが、実際のカリキュラムフレームワークについては、(3)、(4)に記載の通り、プロジェクトの活動を通して決定される。

は、必要に応じ対応方法について適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA はこれら提言について遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書変更、契約変更等）を取ることにする。

	科目
共通基礎課程	現代教職論
	教育基礎論
	教育史
	発達と学習の心理学
	教育社会学
	教育制度論（教育法、教育行政等）
	教科指導法
	教育方法論
	調査研究法
	道徳教育論
	生徒指導・進路指導
	インクルーシブ教育、特別支援教育、障害児指導法
	ICT・メディア実習
	基礎外国語
専門課程	国語
	社会
	数学
	理科（物理、化学、生物）
	音楽
	美術
	保健体育
	技術・家庭（生活）
	専攻外国語
	特別活動指導法

#### (6) プロジェクト対象教員

プロジェクト期間中に上記教員養成大学で提供するコースは、新規小学校教員養成課程及び現職中学校教員の学士化とする。現職小学校教員の学士化及び新規中学校教員の養成は今プロジェクト期間では対象外とする。これは、限られた JICA 側のリソースを有効に使うという観点に加え、教員の需要予測及び他ドナーの活動状況を考慮した結果である。

具体的には、限られた資料の分析であるが、2025 年までに退職する教員は、毎年平均して、小学校では約 700 人であり（これは退職教員数の見込みであり教員需要とは異なる）、また、小学校では、教員一人当たりの生徒数が約 45 人と他の ASEAN 諸国よりも多いことから、新規教員養成のニーズは高い。

次に、中学校課程に関しては、上記小学校の場合と同様の試算をすると、毎年の退職見込み者数は約 70 人とそれ程多くなく、また教員一人当たりの生徒数も約 20 人<sup>2</sup>と他の ASEAN 諸国と比べても大きな差はないことから、新規教員

<sup>2</sup> 現状を表す指標であり、中学校における就学者数の増加に伴う変化は考慮していない。中学校新規教員養成については、ニーズに基づきカンボジア教育省が独自に実施

養成は喫緊の課題ではない。

また、教員養成大学の開校年には、プロジェクトの負担を軽減するため、初年度の受け入れ学生数を、プノンペン及びバットアンそれぞれの新規小学校教員養成課程について約100人とし、現職中学校教員については、状況を見て判断することとする。

(7) 協力の成果を発現していくためのシナリオ

本事業は、教員養成大学設立のためのカリキュラム作りから着手し、約1年半後の開校を目指す計画で開始する。つまり、短期間のうちに質の高いカリキュラム、シラバス及び教材を準備し、学校運営(or 教員大学経営)の土台を作りつつ、指導教官を準備する必要がある。従って、MoEYSとの協議では、可能な限り既存のリソースを用いることと、教官については既に修士号を保有し一定の能力を有する教員を配置することで合意している。コンサルタントはプロポーザルにおいて、教員養成大学の質を担保しつつ、2018年10月の開校に繋げるための現実的な計画を提示すること。なお、教員養成大学施設については既存の施設を継続利用する予定である。

(8) 他のJICAスキームとの相乗効果

日本による対カンボジア教育協力については、新規技プロを中心に、ボランティア事業、無償資金協力によるTEC建設・人材育成(人材育成奨学計画:JDS)など、各スキームを戦略的に組み合わせて実施することが求められる。とりわけ、JDSについては、中長期的な視点から、教師教育に関わる基盤人材の育成、ボランティア事業については、本件協力対象のプノンペン、バットアン教員養成大学への派遣を優先的に行う等、(基礎)教育協力プログラムのなかで戦略的かつ有機的につながりながら実施することが肝要である。コンサルタントはプロポーザルにおいて、これらボランティア事業、無償資金協力の有効活用及び相乗効果についても提案すること。なお、これら既存のJICA事業に加え、新規JICA事業としてTEC教官を養成するための長期留学生枠を設ける計画がある。2017年10月から毎年5名の教官候補生を、日本における二年間の修士課程に留学させることが見込まれており、この長期留学生制度の有効活用についてもプロポーザルにて提案すること。

(9) 他ドナーとの連携と期待される相乗効果

本事業で取り組む教員養成大学設立を通じた基礎教育の質改善は、本事業のみで完結するものではない。現在、世界銀行、アジア開発銀行、UNICEF、UNESCO、ベルギー開発援助団体(VVOB)、海外ボランティアサービス(VSO)を含む他ドナーにおいても、関連分野の様々な側面において支援を行っており、本事業とのタイムリーな連携によりシナジー効果発現が期待できる。従って、プロジェクトの実施においても、このようなドナーとの戦略的な連携が不可欠と考える。

コンサルタントはプロポーザルにおいて、これら他ドナーとの戦略的連携に向けた方策及びその相乗効果についても提案すること。

---

を検討することで整理されている。

#### (10) 業務の実施体制

本事業の主要成果の一つは、新規小学校教員養成学士プログラム、並びに現職中学教員の学士化（資格向上）プログラムにかかるカリキュラム、シラバス及び指導教材を作成することである。本成果については、既に存在する域内のリソースを最大限に活用することを念頭に MoEYS と協議した結果、シンガポール国立教育研究所（SNIE）のリソースがモデルの第一候補として挙げられた<sup>3</sup>。2015 年末には ASEAN 共同体も発足し、地域のダイナミックな発展にむけた人材育成のための域内の国際協力の重要性も指摘され、大学間ネットワークの強化も目標として掲げられているなか、日本の経験やリソースに加えて、域内の協力の推進に日本が一翼を担うことは有意義かつ効果的である。コンサルタントはプロポーザルにおいて、これまでカンボジアの基礎教育協力にて培ってきた日本のアセットに加え、効果的に地域のリソース（SNIE 等）を有効活用する方策を検討すること。

#### (11) プロジェクトの前提条件、外部条件に関連した柔軟性の確保

本プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。具体的には、プロジェクトの前提条件や外部条件として、MoEYS が取り組む多様な政策が完成することが挙げられているが、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、さらに、MoEYS で行われている関連の政策の進捗も確認することで、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言することが求められる。特に、プロジェクト計画（PDM 等）と進捗の相違が生じた場合は、その原因や対応策を JICA に提示する。JICA は、これら提言について検討し、適宜必要な処置（C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### (12) JICA が実施する調査に対する協力

JICA は、本事業期間中、プロジェクトの運営指導調査の実施を予定している。コンサルタントは同調査の実施に際し、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理・提供すると共に、実務上可能な範囲で、現地調査に必要な便宜を供与するものとする。なお、本調査はプロジェクトの進捗状況に応じてその実施時期を調整する。

#### (13) 進捗報告・定期モニタリング方法

本事業においては、JICA が中間レビュー及び終了時評価を実施せず、本コンサルタントを含むプロジェクト関係者がプロジェクト進捗管理・モニタリングを定期的に行うこととする。また、JICA は運営指導調査を必要に応じて合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）に合わせて実施し、

<sup>3</sup> MoEYS ではカンボジアの教育レベルを ASEAN 域内のスタンダードまで上げることを目標としており、ASEAN の中でもトップクラスの教育レベルを誇るシンガポールのカリキュラムをモデルとしたいと考えている。

懸案事項等の確認やそれらの解決策の検討について確認する。そのため、適切にモニタリングを実施するよう工夫し、定期的に MoEYS、州教育局関係者及び JICA へ報告を行うこと。また、報告の際は、PDM、PO により進捗確認を行い、別途 JICA が定めるモニタリングシートを MoEYS と共に作成し、JCC 等の開催に合わせて関係者間での事業進捗や成果発現状況、懸案事項等の確認を行い、問題の解決を図ること。

#### (14) 現地アシスタント雇用によるプロジェクト運営管理

本プロジェクトの実施に際しては、基本的に現地再委託は想定しておらず、プロジェクト活動はコンサルタント及び C/P との共同作業により実施することを想定している。なお、必要に応じて、円滑なプロジェクト実施のための現地アシスタントの雇用は認めることとする。

### 6. 業務の内容

成果 1～5 に関するプロジェクト活動 (1-1) ～ (5-7) を行う。

なお、業務の内容における留意すべき事項、特記事項は下記のとおり。

#### 【全契約期間を通じての業務】

#### (1) ワークプラン（案）の作成（各契約年次開始時）

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、プロジェクトの全体像を把握する。また、プロジェクト実施の基本方針・方法（PDM、PO、活動計画案、実施体制案、業務工程計画、作業フロー、モニタリングシート等）を作成し、JICA 人間開発部の承認を得た上で、ワークプラン（案）として取りまとめる。

#### (2) ワークプラン（案）の説明・協議（各契約年次開始時）

C/P にワークプランについて説明・協議し、協議結果は別途協議議事録として取りまとめる。なお、ワークプランは、意見交換を踏まえ必要に応じて改訂し先方と合意する。なお、現地でのワークプランの説明・協議を通して、カンボジア側の関係者と役割分担や負担事項等を確認し、最終的な実施体制を確定させることとする。

#### (3) 開発パートナー等とのワークプランの共有

ドナー会合の機会等を利用し、ワークプランに基づき、プロジェクトの概要を他ドナーに紹介し、意見交換を行う。なお、教員の資質・資格向上に関連する分野を支援するドナーとしては、主に、VVOB、VSO、UNICEF、UNESCO、WB、ADB(高校レベル)が挙げられる。これら機関とは、日ごろから十分な情報共有を行い、互いの整合性・補完性に留意する。

#### (4) 本邦研修

本プロジェクトでは、C/P の能力強化の機会として、本邦研修の実施を想定している。具体的には、プロジェクト初年度（2017 年）について、プノンペン及びバタンバン両校の校長等マネージメント人材を想定し、活動（2-2）

から(2-5)の促進につながるような教員養成大学経営に係る研修を行う。さらに、プロジェクト2年目(2018年)以降については、TEC教官を対象として教科内容に関する研修を実施し、TECにおける教育の質向上を目指す。

なお、本邦研修は、本契約の枠内に含み、毎年1回、15人、1カ月間程度実施することを想定しているため、効果的な本邦研修の概要(対象、内容等)についてプロポーザルにて提案すること。また、本邦以外の第三国での研修が有用と判断される場合は、同内容についても提案に含めること。本経費にかかる積算は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月版)」に従って、本見積として計上すること。

(5) 報告書の作成

7. 成果品等に記載のあるモニタリングシート、エンドライン調査報告書、プロジェクト業務完了報告書を作成し、JCC等の場において関係者と協議し、進捗状況、成果を共有する。

(6) 合同調整委員会(JCC)の開催

半年の一度の頻度でJCCを開催し、関係者間の共通認識を得るようにする。特に、教育大臣の特命で組織された教員政策活動計画(Teacher Policy Action Plan: TPAP)特別チームと、既存のMoEYSライン関係者の意見が相違することが多々あるため、これらMoEYS内の調整を十分に行う必要がある。

(7) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をカンボジア・日本両国の国民各層の理解促進のため、協力活動の進捗状況及び成果等を広報する。また、プロジェクト成果にかかる学術的な発信も国内外において積極的に行う(プロジェクト期間中年1回を想定)。

【第一年次契約期間：2017年1月上旬～2019年4月下旬】

(8) プロジェクト実施体制の整備

上記(2)のとおり、本プロジェクトの実施体制の確認のため、C/Pとともに関係者の職務と役割分担を検討し、関係者間で明確に文書として取りまとめる。なお、直接のC/P以外のMoEYS内外の関係者の理解や積極的な関与を促すため、職務、役割分担をJCCで周知し、必要な通達等の発出を支援する。

(9) 教員養成ワーキンググループ結成

TEC設立に関しては、多くの関係者が関与しており、それら関係者間において共通認識、及び、活動状況の歩調を合わせる必要がある。プロジェクトに係るJCCとは別に教員養成に係る関係者を集めた教員養成ワーキンググループを組織し関係者間の調整を行うこと。

(10) 供与機材の調達

C/P向けに、プロジェクトで必要な機材の調達を行う。なお、現時点で想定

している機材の種類・数量等については、「第3 業務実施上の条件 5. 機材調達」を参照すること。

(11) プロジェクト評価の枠組みを検討する

本プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、アウトプット、それぞれについて、評価のためのデザインを検討し関係者間で合意する。その際、カンボジア国内で入手可能な教育指標（全国抽出学力調査など）を最大限有効に活用することを検討する。プロジェクト開始前に、評価に必要なプロジェクトとして入手すべき情報を明確にすることで、後述するベースライン調査、エンドライン調査の実施に繋げる。なお、評価デザインの検討を行った結果、PDM の指標に修正が必要と判断される場合には、コンサルタントは、適宜、対応方法について JICA に提言を行うこと。

(12) ベースライン調査の実施

教員養成課程を2年制から4年制に延長したことに伴う成果を測ることを目的として、現行2年制課程におけるベースライン調査を実施する。具体的な調査対象は現行の2年制課程の学生及び教官とし、それらの知識・能力を測定する。調査項目は、学力や知識レベルといった客観的に測れる項目を用いることとし、ヒアリングなどから得られる主観的な意見などは補足事項程度に留める。また、TEC 教官及び学生に加え、小学生及び中学生の児童・生徒に関する学力も把握することとするが、これは新規に調査を行うのではなく、カンボジアで既に行われている学力調査をレビューすることで行う。なお、これらベースライン調査については、全ての調査項目について性別にデータを取得し分析することとし、報告書提出の際には、データセットも併せて提出すること。

【成果 1】

(13) 私立校を含む短・中・長期的な教員の需要予測とこれに基づいた教師教育戦略の策定

今後のカンボジアにおける教員の需要と供給に係る分析を行い、教員養成及び現職教員の学士化に関する戦略計画を策定する。その際、同戦略の中で JICA が支援する TEC2 校の役割や位置づけを明確にし、同2校の中長期的な戦略についても記載すること。

【成果 2】

(14) TEC 管理職に対する研修

学校における教育の質を左右する重要な要素の一つには、校長をはじめとした的確なリーダーシップの有無が挙げられる。開校前には管理職の能力強化を行い、教員養成大学の運営に関する基盤を構築する。その際、次に挙げるような文書を整備することも同時に行い、高等教育機関としての体制を整える。なお、本活動の実施については、初年度国別研修を有効に使うことを検討する。

(15) TEC 運営に必要な文書の整備

「TEC 運営計画」「TEC 教官評価計画」「内部品質保証ガイドライン」等を整

備し、カンボジアにおける高等教育機関としての基準を満たす。

【成果 3】

(16) TEC カリキュラム及びシラバスの策定

改訂された Teacher Competency Standard、及び、既存の小・中学校カリキュラム、MoEYS 作業中のカリキュラムフレームワーク、モデルカリキュラムを分析し、さらに、上記ベースライン調査の結果も踏まえ、TEC における小学校及び中学校教員養成課程（学士レベル）で実施されるカリキュラム及びシラバスを作成する。その際、小学校教員養成課程のカリキュラム及びシラバスについては、実際の現場での試行を行うことで質を高め、最終化する過程を経ること。

【成果 4】

(17) 開校に向け TEC 教官に研修を実施する。

MoEYS とは、経験豊富な教官を配置することで合意しているものの、カンボジアの現状を考えるとさらなる能力強化が必要である。2018 年の開校を前に、教官候補者に研修を行う。なお、2018 年の開校前には、2 回目の国別研修を実施し、教官候補の中から今後の TEC 運営の要となる人材について戦略的に選出し、本邦での質の高い研修の機会を提供する。

(18) TEC 授業実施を支援する。

小学校教員養成課程及び中学校現職教員学士化課程の実施を支援する。授業実施に際しては、適宜、モニタリングを行い、授業の質確保に留意すること。

【成果 5】

(19) 教育実習に必要な準備を支援する。

JICA で支援を行う TEC2 校については、他の教育系大学の教員研修と差別化を図るため、学校現場のニーズを反映させたきめの細やかな教員実習制度を構築することを目指す。そのため、協力校（小学校）の選定、教育実習計画の策定、教育実習の手引き作成、TEC 教官及び協力指定校教員に対する研修の実施など、各準備段階において日本人専門家（コンサルタント）が十分な支援を行うこと。

(20) 教育実習を実施しモニタリングする。

実際の教育実習の実施に際しては、協力指定校との連携が重要となる。各 TEC とその協力指定校の良好な関係を構築し、学生が十分な実習を行えるような環境を整備する。また教育実習中は適宜モニタリングを行う体制を取り、実習の質確保に努める。さらに、協力指定校が日本の教育大学付属学校に見られるような先駆的な取り組みを行う場として活用することを検討し、次に挙げるアクションリサーチの実践の場となるよう支援する。

(21) TEC 教官によるアクションリサーチを実施する。

TEC は高等教育機関であり、優秀な教員を養成するという使命に加えて、研



究活動を推進していく役割を持つ。特に教員養成大学においては、学校現場の課題解決にむけた教育研究活動を強化し、教員を核とした教育の質向上に貢献していくことが肝要である。従って、TECは他の教育系大学<sup>4</sup>と違い、実践的な教育のための研究を行い、その成果をTECにおける教育に還元することを目指す。このように教育と研究が繋がることにより、TECが自立発展的に質を高める体制の構築を目指す。具体的には、教育実習に利用する協力指定校等に協力を仰ぎ、教官自らがアクションリサーチを行うことを推奨する。

【第二年次契約期間：2019年4月22日～2021年4月下旬】

上記の業務において、通常の学校運営、授業実施、研究活動に係る活動は継続して行う。新たに追加される業務は次のとおり。

【成果1】

(22) TEC戦略の見直し

2年目のアカデミックイヤー（学校年度、毎年10月から翌年9月まで）が終了した時点（2020年9月）で、それまでの成果、課題を踏まえ、TECの戦略を見直す。また、必要に応じて改訂を行う。

【成果2】

(23) 年度末におけるTEC評価業務

各アカデミックイヤーの終わりには、その年度の評価を実施し、結果を次年度の計画に反映させる作業を支援する。具体的には、TECが行う全体的な総括評価、各教員の評価活動を支援し、その評価結果を次年度教員配置等に反映させ、質の向上、運営の改善を目指す取り組みを支援する。

【成果3】

(24) カリキュラム、シラバス及び教材の見直し

学年末にはその年度に使用したカリキュラム、シラバス及び教材の見直しを行い、次年度にはさらに質の高い教育を提供できるようにする。その際、成果5で取り組んでいるアクションリサーチの結果がこれら改訂に十分反映されるよう支援する。

【成果4】

(25) TEC教官の継続的な能力強化支援

各年度の終わりから、次の年度の始まりまでの期間を利用し、TEC教官に研修を実施する。この研修については、本邦での国別研修を利用することも含む。

【成果5】

(26) アクションリサーチの結果をまとめる

---

<sup>4</sup> カンボジアでは教育学部を設置する大学が数校存在し、それら大学において教員研修や研究活動が行われている。

各年度に行われたアクションリサーチの結果をまとめ、そこから得られた教訓をTEGでの教育に反映する。また、アクションリサーチの結果については、アカデミックな視点からもまとめ、対外的に国内外の学会等において発信する。コンサルタントは、想定する学会及びその頻度について、プロポーザルにて提案すること。

【第三年次契約期間：2021年4月22日～2022年12月下旬】

上記の業務において、通常の学校運営、授業実施、研究活動、評価及び改善に係る活動は継続して行う。プロジェクトの終了をむかえ、新たに追加される業務は次のとおり。

(27) TEGのインパクトを測定するための評価デザインを行う。

本プロジェクトの上位目標では、TEG卒業教員に教えられた生徒の学習達成度が、それ以外の教員に教えられた生徒と比して高いことを掲げており、これを統計的に検証することとしている(統計的有意差の検定)。カンボジアでは、小学校卒業試験といった国家試験や、全国抽出学力調査などが行われているが、これらの実施状況を精査し、本上位目標を検証する手立てを検討する。

(28) エンドライン報告書の作成

ベースライン報告書の内容を踏まえつつ、プロジェクトによる介入の効果を調査・分析し、エンドライン報告書に取りまとめる。尚、収集し分析したデータセットについては、クリーニングしたものをエクセルフォーマットで提出する。さらに、収集したデータについては、ベースライン調査で収集したデータとの比較において必要に応じて性別で傾向を分析する。

(29) 事業完了報告書の作成・協議及び成果共有ワークショップの開催

事業完了報告書を作成・協議し、最終のJCCにおいて関係者と共有を行う。また、本プロジェクトに関連する教育関係者を対象として、プロジェクト活動報告や成果共有のためのワークショップを開催する。

## 7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1年次は第1年次契約業務完了報告書、第2年次は第2年次契約業務完了報告書、第3年次はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ進捗に応じて(2)の技術協力成果品を添付するものとする。また、モニタリングシートを中間成果品とし、プロジェクトの進捗状況に応じて、JICA及びコンサルタント双方の合意に基づき部分払いを行うことがある。

ベースおよびエンドライン調査については、この目的で収集したクリーニング済みのデータセットについてもあわせて提出すること。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との

協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

年次	レポート名	提出時期	年度	部数
第1年次 2017年1月上旬 ～ 2019年4月21日 成果品4月1日	業務計画書（第1年次） 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10日以内	2016	和文:4部
	ワークプラン（第1年次）	2017年1月中旬	2016	英文:10部
	モニタリングシートNo. 1	2017年7月上旬	2017	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 2	2018年2月上旬	2017	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 3	2018年8月上旬	2018	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 4	2019年2月上旬	2018	和文:4部 英文:10部
	第1年次契約業務完了報告書	2019年4月上旬	2019	和文:4部
第2年次 2019年4月22日 ～ 2021年4月21日 成果品4月1日	業務計画書（第2年次） 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10日以内	2019	和文:4部
	ワーク・プラン（第2年次）	2019年5月上旬	2019	英文:10部
	モニタリングシートNo. 5	2019年8月上旬	2019	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 6	2020年2月上旬	2019	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 7	2020年8月上旬	2020	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 8	2021年2月上旬	2020	和文:4部 英文:10部
	第2年次契約業務完了報告書	2021年4月上旬	2021	和文:4部
第3年次 2021年4月22日 ～ 2022年12月31日 成果品12月1日	業務計画書（第3年次） 共通仕様書の規定に基づく	契約締結後 10日以内	2021	和文:4部
	ワーク・プラン（第3年次）	2021年5月上旬	2021	英文:10部
	プログレスレポートNo. 9	2021年8月上旬	2021	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 10	2022年2月上旬	2021	和文:4部 英文:10部
	モニタリングシートNo. 11	2022年8月上旬	2022	和文:4部 英文:10部
	エンドライン調査報告書	2022年10月上旬	2022	英文:10部
	プロジェクト業務完了報告書	2022年12月上旬	2022	和文:4部 英文:10部 CD-R:3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

報告書全体を通して、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成すること。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- (a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (b) プロジェクト実施の基本方針
- (c) プロジェクト実施の具体的方法
- (d) プロジェクト実施体制（JCC の体制等含む）
- (e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- (f) PO 及び業務フローチャート
- (g) 詳細活動計画
- (h) 要員計画
- (i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (j) その他必要事項

(イ) 各年次業務完了報告書/プロジェクト業務完了報告書記載項目（案）

- (a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- (c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- (d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- (e) 上位目標の達成に向けての提言
- (f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）  
添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
  - ①PDM（最新版、変遷経緯）
  - ②業務フローチャート
  - ③詳細活動計画（WBS 等を活用）
  - ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
  - ⑤研修員受入れ実績
  - ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
  - ⑦合同調整委員会議事録等
  - ⑧その他活動実績

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接または C/P を支援して作成する以下の成果品等を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次の業務完了報告書/プ

プロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。

- (ア) TEC 戦略計画書 (活動 1-3)
- (イ) TEC 管理職トレーニング計画 (活動 2-1)
- (ウ) TEC 運営計画 (活動 2-3)
- (エ) TEC 教官評価計画 (活動 2-4)
- (オ) TEC 内部品質保障ガイドライン (活動 2-5)
- (カ) 小・中学校教員養成学士課程シラバス (活動 3-5)
- (キ) 小・中学校教員養成学士課程教材 (活動 3-5)
- (ク) TEC 教育実習ハンドブック (活動 5-3)
- (ケ) ベースライン調査報告書
- (コ) エンドライン調査報告書

(3) モニタリングシート

別途 JICA が指定する様式に基づき、C/P を含む関係者とともにモニタリングシートを作成し、3 か月毎に更新を行うとともに、半年毎に JICA へ提出する。

(4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- (ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (イ) 活動に関する写真
- (ウ) 業務フローチャート

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式 (JICA 図書館の定型様式) を提出する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1年次：2017年1月上旬～2019年4月下旬
- (2) 第2年次：2019年4月下旬～2021年4月
- (3) 第3年次：2021年4月下旬～2022年12月下旬

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1年次 約110M/M

（全体） 約182M/M（現地143M/M、国内39M/M）

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- (ア) 総括／教員養成（2号）
- (イ) 大学運営（3号）
- (ウ) 教員養成政策分析（2号）
- (エ) 業務調整／計画管理
- (オ) モニタリング／アセスメント
- (カ) 教員養成大学科目専門家

なお、(カ) 教員養成大学科目専門家については、現時点では、「5. 実施方針及び留意事項（5）TECにおける対象教科数について」にて記載した支援対象教科を10人の専門家体制で支援することを想定し、上記M/Mに含め計算しているが、業務開始後、大幅に教科数が追加されるようであれば、JICAおよびコンサルタント双方の合意の下、契約変更を行いM/Mを追加することとする。なお、これら10人の専門家については、補強割合上限を計算する際の対象としない。

また、プロポーザル作成段階では、カリキュラムフレームワークが決まっていないことから、特定の人員を配置することは困難と思われる。したがって、プロポーザルでは、上記カリキュラムを想定した場合、どのような人材を活用し、支援の体制を構築するか可能な限り具体的に述べることまでとし、それ以上の個別の人員にまでは触れる必要は無い。しかしながら、業務開始後、カリキュラムフレームワークが確定した段階で、確かな支援体制が構築されることが、プロポーザルにおいて明確である必要がある。

さらに、上記以外にも、日本の知見を活かし、かつカンボジアの文脈において有効な専門的知見を有するコンサルタントの配置についても、業務量の目途に記載する業務量の範囲内で認めることとする。

### 3. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) プロジェクトオフィスの提供 (MoEYS からは部屋及び基本的な執務家具 (机、椅子等) の提供のみであり、インターネット、プリンター等はプロジェクト経費により整備する必要がある。なお、水道光熱費については先方が負担する。)

### 4. 配布資料

- (1) 詳細計画策定調査時 討議議事録 (Minutes of Meeting : M/M)
- (2) 詳細計画策定調査時 収集資料
- (3) 協議議事録 (Record of Discussion : R/D)
- (4) その他関連収集資料
  - ・ JICA 調査「カンボジア国産業人材育成に資する教育セクター情報収集・確認調査」

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000027658>

### 5. 調達機材

現時点では、以下の機材調達を想定しているが、その他、業務遂行上必要な機材があれば、1 契約あたりの機材調達の総額が 1,500 万円を超えない範囲でプロポーザルにて提案すること。機材に関しては、プロポーザルに①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達の可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途等、⑨その他を記載する。

本業務で調達した供与機材については、コンサルタントはプロジェクトの機材として C/P 機関と協力し管理を行う。調査用資機材については、コンサルタントが管理を行い、本業務終了後時に JICA と協議の上、C/P 機関に引き渡すものと JICA 事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行なう。

なお、本業務において調達する調査用資機材及び携行機材について、コンサルタントは、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令による輸出申告書類として許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントがカンボジアに持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行なうものとする。

No.	機材名	数量
1	PC (オフィス 3 台、各 TEC3 台)	9

2	複合機（オフィス1台、各 TEC1 台）	3
3	デジタルカメラ（オフィス1台、各 TEC1 台）	3
4	デジタルビデオ（オフィス1台、各 TEC1 台）	3

## 6. 現地再委託

基本的には、本プロジェクトの実施に際し、現地再委託は想定しておらず、プロジェクト活動はコンサルタント及びC/Pの共同作業により実施することを想定している。なお、必要に応じて、円滑なプロジェクト実施のための現地アシスタントの雇用は認めることとする。

## 7. 見積もりの分離

安全対策にかかる経費（上記、プロジェクト関係者の宿泊施設の確保等を含む）については、今後、業務もしくは安全対策の具体的内容が固まった際に契約変更等により対応することとするが、プロポーザル作成時点で見積りが可能なものについては、見積価格を分けて提示すること。

## 8. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA〇事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

## 10. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1年次契約、第2年次契約、第3年次契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。



(2) 移動に係る経費

JICA カンボジア事務所では、本プロジェクト用車両として7人乗り4WD車一台を購入する予定である。コンサルタントを含むプロジェクト関係者の移動については、原則、本車両を使用することとするが、追加で車両が必要な場合にはレンタカーで対応することとする。なお、事務所調達予定の車両は、2017年8月から利用可能となる予定である。コンサルタントは、業務開始から車両が利用可能となるまでの間はレンタカーを利用することとし、その経費を見積もりに計上すること。また、プロジェクト車両維持に係る経費（ドライバー雇用、メンテナンス、燃料等）及び追加で使用が見込まれるレンタカーの費用についても見積もりに計上すること。

以上

